

明 消 総 第 1 2 9 号  
2022 年(令和 4 年)2 月 22 日

明 石 市 長 泉 房 穂  
(公印省略 消防局総務課)

### 明石市消防局庁舎清涼飲料水自動販売機設置業者の公募について

明石市消防局庁舎内における清涼飲料水自動販売機について、設置業者を公募しますので、希望される方は、下記要領により応募してください。

#### 1 概要

##### (1) 設置場所

- ア 明石市消防局庁舎 1 階防災センター 1 箇所 (A 設置位置)
- イ 明石市消防局庁舎 3 階職員食堂 1 箇所 (B 設置位置)

##### (2) 設置面積等

別紙 1 「自動販売機設置位置図」参照

##### (3) 公募する清涼飲料水自動販売機数

設置場所ごとに各 1 台

##### (4) 設置期間

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

設置業者が引き続き設置を希望する場合は、最長 3 年間において設置できるものとする。ただし、設置業者の継続申請に基づき、行政財産使用許可は 1 年ごとに更新するものとする。

#### 2 参加要件 (応募者は、次のすべての要件に該当すること)

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 明石市契約規則 (平成 5 年規則第 10 号) 第 3 条の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。  
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (4) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せ日までに指名停止処置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (5) 公告日において納期限が到来している明石市税 (※) を見積合せの日の前日までに

完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除く。

- (6) 見積合せの日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）（※）を完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。

- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと
- (8) 上記記載のほか、明石市広告掲載基準第4条に該当しないこと。
- (9) 事故、故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があること。

### 3 設置条件

#### (1) 運営方法

設置業者は、自ら自動販売機を設置し管理すること。また、第三者に下請けさせ、もしくは委任しないこと。

#### (2) 自動販売機の仕様

ア 自動販売機及びゴミ箱が各設置場所の範囲内に収まる寸法であること（転倒防止板を含む）。各設置場所の詳細は別紙位置図のとおり。

イ アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む）を販売しないこと。

ウ 自動販売機で販売する清涼飲料水の容器は、缶、ペットボトルまたはそれに類するものとする。なお、ペットボトルについては、プラスチックごみ削減の観点から、可能な限り販売品目を削減すること。

エ 設置する自動販売機のデザインは、明石市広告掲載指針第3条、明石市広告掲載基準第5条に抵触しないデザインであること。

オ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

カ 本市の施設として、良質な清涼飲料水を低廉な価格で供給できること。

キ ユニバーサルデザイン型自動販売機の設置に努めること。

#### (3) 施設使用

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用すること。

#### (4) 設置料

明石市が設定する最低設置料（月額）以上で、かつ、最高金額をもって有効な価格の見積を行った者の金額を設置料とする。なお、この設置料には行政財産使用料を含

むものとする。

支払方法は、毎月払いとし、指定する納期限までに納入すること。

(5) 光熱水費等

光熱水費、設備等の消耗品及び清掃等の費用については、全額、設置業者の負担とする。光熱水費の支払い方法は、年度払いとする。電気料金については設置業者の負担において、設置する自動販売機ごとに電気量子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に、電気料金単価を乗じて得た額とする。

(6) 使用上の制限

ア 設置業者は、庁舎の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。

イ 空缶・ペットボトル等の回収容器を設置し、定期的に回収すること。

ウ 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。

エ 現状を変更する場合には、市の許可を得ること。

(7) 損害賠償

設置業者の責任により使用物件の全部又は一部に損害を与えたときは、設置業者は、市に対し損害額に相当する金額を賠償すること。

(8) 設置許可の取消し

市において公用又は公共用に供するため設置場所を必要とするとき、または設置業者が設置条件に違反したときは、市は設置許可を取り消すことができる。設置業者は、この場合に生じた損失を市に請求することができない。

(9) 原状回復

設置業者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、自己の責任において市の指定する期日までに自動販売機を撤去し、使用場所を原状に回復すること。なお、設置業者が原状回復の業務を履行しないときは、設置業者の負担において市が行う。

(10) 有益費等の請求権放棄

設置業者は、設置期間が満了したとき、又は設置許可を取り消されたときは、自動販売機に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求できない。

(11) 転貸等の禁止

設置業者は、設置場所を他の者への譲渡し、委託し、転貸し、または担保にすることはできない。

(12) 届出等の義務

ア 設置業者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届け出ること。

イ 設置業者は、毎月の販売数及び販売売上を、書面により報告すること。

(13) 事故・故障等の処理

設置業者は、設置期間中において発生した事故、故障等については、設置業者の責任において処理すること。

4 清涼飲料水自動販売機設置業者公募に関する質問及び回答

- (1) 公募内容に関し、質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより消防局総務課へ清涼飲料水自動販売機設置業者の公募に関する質問書（指定様式）を提出してください。

令和4年2月22日（火）から令和4年3月1日（火）午後1時まで

FAX 078-918-5983

明石市消防局総務課

明石市消防局庁舎清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当 宛

- (2) 質問に対する回答

令和4年3月3日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 応募方法

応募する者は、令和4年3月3日（木）午後1時に明石市ホームページに掲載する明石市消防局庁舎清涼飲料水自動販売機設置業者公募に関する質問及び回答の確認の後、以下の方法により応募してください。また、応募される前に、設置場所の確認をしてください。

- (1) 次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼りつけてください。応募は設置場所ごとに封筒に分けてください。複数の設置場所を一つの封筒に入れた場合は無効となります。

ア 応募申込書（指定様式）

イ 販売を行うとする清涼飲料水の品目リスト

ウ 設置予定の自動販売機の寸法がわかる資料と、外観カラー写真（2面以上。カタログの写しでも可）。

エ 個人事業者にあつては、現在の経営規模（氏名、商号、事業開始年月日、元入金の額、従業員数、売上高）、事業内容、所在地を明記した書類

オ 法人登記簿謄本、又は住民票謄本（写しでも可）

カ 国税・市税完納証明書（公告日以降に発行されたものに限る。写しでも可）

国税の納税証明書は、個人の場合にあつては、その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）、法人の場合にあつては、その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）、納税の猶予の特例を受けている場合にあつては、その1（納税の猶予の特例を受けていることが分かること。直近

2年分の法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書）を提出

ただし、明石市税を納付する義務がない者については、市税完納証明書は不要  
キ 自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する誓約書（年額（見積金額の12か月分）が200万円を超える場合に限る）

ク 見積書（指定様式）

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 消防局総務課への郵便物の必着期限は、令和4年3月8日（火）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

イ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより消防局総務課へ公募型見積合せ参加確認書（指定様式）を送付してください。

FAX 078-918-5983

明石市消防局総務課

明石市消防局庁舎清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当 宛

## 6 見積方法及び契約方法

(1) 見積金額は、設置場所ごとに月額設置料を記載してください。なお、月額設置料には行政財産使用料が含まれます。また、この設置料に消費税額は加算しません。

複数の設置場所についての見積をすることは可能ですが、一つの設置場所に対して応募者が見積できる数は一つとします。

(2) 予定価格（最低設置料）

各設置場所における予定価格（最低設置料）は以下のとおりです。見積にあたっては、各設置場所の予定価格（最低設置料）を下回らないように注意してください。下回った場合は無効となります。

明石市消防局庁舎1階防災センター（A設置位置） 2,780円／月

明石市消防局庁舎3階職員食堂（B設置位置） 3,370円／月

(3) 月間平均販売本数実績（令和2年4月～令和3年3月）

明石市消防局庁舎1階防災センター（A設置位置） 313本

明石市消防局庁舎3階職員食堂（B設置位置） 494本

(4) 契約は、設置場所ごとに行います。

## 7 設置業者選定方法

設置場所ごとに見積合せを行い、最高金額をもって有効な見積りを行った応募者を設置業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。  
また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象とはしません。

#### 8 見積合わせ日時及び場所

日時 令和4年3月10日（木）午前10時00分（予定）※状況により前後します。

場所 明石市藤江924番地の8

明石市消防局 4階防災研修室 ※市役所庁舎ではありません。

#### 9 見積合せ結果の公表

令和4年3月11日（金）から明石市ホームページにおいて公表します。

#### 10 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、年額（見積金額の12か月合計額）が200万円を超える場合には、契約予定者は契約締結期限までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

**契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。**

この場合において、見積・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、契約予定者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

#### 11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

#### 12 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (3) 見積合せ参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) 応募に係るすべての費用は、応募者の負担とします。また、提出されたすべての書類等についても、審査結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。

- (5) その他見積合せ及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。